

## 愛媛県漁業協同組合宮窪支所における資源管理協定

協定発効日 令和6年3月27日  
協定認定日 令和6年3月27日  
協定変更認定日 令和7年6月30日

### (目的)

第1条 本協定は、愛媛県漁業協同組合宮窪支所に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（別に添付する名簿に記載された者とし、以下「参加者」という。）により、当該地域で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該地域で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

### (本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域は、愛媛県地先海面とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、第3項に定めた漁業種類で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、愛媛県燧灘海域に分布・回遊する、まだい、さざえ、その他、第3条において、資源管理の目標を定めた水産資源とする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、一本釣漁業、刺し網漁業、小型底びき網漁業、ごち網漁業、いわし機船船びき網漁業、袋待網漁業、潜水器漁業とする。

### (資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| まだい瀬戸内海中・西部系群 | 愛媛県資源管理方針別紙3の8に定める資源管理の方向性  |
| さざえ愛媛県海域      | 愛媛県資源管理方針別紙3の16に定める資源管理の方向性 |
| いかなご愛媛県海域     | 愛媛県資源管理方針別紙3の17に定める資源管理の方向性 |
| なまこ愛媛県海域      | 愛媛県資源管理方針別紙3の18に定める資源管理の方向性 |
| しらす愛媛県海域      | 愛媛県資源管理方針別紙3の21に定める資源管理の方向性 |

### (資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各項に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 年間5日以上の一斉休漁を行うこととする。
- (2) 刺し網漁業、小型底びき網漁業、ごち網漁業、いわし機船船びき網漁業、袋待網漁業、潜水器漁業については、年間30日間操業区域制限を行うこととする。
- (3) 種苗放流を実施することとする。

### (取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、愛媛県資源管理・漁場改善協議会（以下「資源管理協議会」という。）において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、組合長証明書により、当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

### (漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法（以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を、愛媛県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を、積極的に愛媛県、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第4条の、具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）及び愛媛県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び愛媛県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

3 第4条第1項及び第2項に違反した参加者は、愛媛県漁業協同組合宮窪支所に対し、罰金10万円を支払うこととする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届け出書により当該変更の内容の届け出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の変更又は廃止)

第10条 本協定の変更又は廃止は、参加者の総意において決するものとする。

2 本協定の変更又は廃止があった場合は、愛媛県知事の認定を受けるものとする。ただし、変更の内容が、協定の実施に支障を及ぼさない軽微なものであるときは、届出書により、愛媛県知事に届け出るものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間（令和6年3月27日から令和11年3月26日まで）とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき愛媛県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年3月27日から施行する。

本協定は、令和7年6月30日から改訂する。